

災害時における炊き出し応援に関する協定書

和光市（以下「甲」という。）、和光市教育委員会（以下「乙」という。）と一般財団法人和光市学校給食協会（以下「丙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び和光市地域防災計画に基づき被災者等に給食（特定多数人に対して専門の施設を用いて組織的・継続的に食事を提供すること。）を提供することとなった場合における、当該炊き出し応援に関し次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 この協定の対象となる内容は、次のとおりとする。

給食室を利用した炊き出しを被災者等に提供する。

（応援要請）

第2条 甲は、乙と協議し、災害救助法第23条第1項第2号に規定する救助を行うため、給食の提供が必要になったときは、丙に炊き出し応援を要請するものとする。

2 乙は、丙がこの目的の為に調理をする場合、給食室の目的外利用を許可する。

（炊き出し）

第3条 甲及び乙は、炊き出し提供食数を丙に依頼する。

2 甲及び乙は、炊き出し内容を丙に依頼する。

3 甲及び乙は、食材等を丙に提供する。丙は、調理員等人員を手配し速やかに調理を行う。

4 炊き出しの運搬は、甲及び乙が事前に協議し行う。

（要請の方法）

第4条 甲及び乙は、丙に対し炊き出し応援要請を行うときは、「災害時炊き出し応援要請書」

（別紙様式）により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、一般財団法人和光市学校給食協会事務局長に、直接指示することができる。その場合、後日文書にて丙に通知する。

（協定の施行）

第5条 この協定は、締結日から施行する。

（定めのない事項）

第6条 この協定書の定めのない事項については、その都度甲、乙、丙協議して定めることができる。

この協定書は、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各1通を保有する。

本協定書の締結に伴い、平成8年10月9日締結の協定書は、その効力を失う。

令和2年12月21日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市
和光市長 松本 武洋

乙 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市教育委員会
教育長 大久保 昭男

丙 埼玉県和光市広沢1番5号
一般財団法人和光市学校給食協会
理事長 大久保 昭男